

令和3年度 飲食業等感染予防対策緊急推進事業委託業務 仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う令和3年度飲食業等感染予防対策緊急推進事業委託業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和3年度飲食業等感染予防対策緊急推進事業委託業務

2 事業の目的

新型コロナウイルスの感染連鎖のリスクが高い飲食店等における感染予防は、新型コロナウイルス感染症を抑え込むために極めて重要であることから、これまで累次にわたって感染対策の支援を講じて来たところ。第三者認証制度の再巡回等を行い、飲食店等が取組む感染対策の課題を受け、特に対応が十分とは言い難い検温や換気対策のために必要な資器材を無償で配布し、感染予防の取組を推進させるとともに、第三者認証制度の取組・実効性を下支えし、もって県内事業者での安全・安心な経済活動の機会確保に努める。

3 委託期間

委託契約の締結日から令和4年11月30日とする。

4 用語の定義

(1) 飲食店等

旧食品衛生法第52条第1項及び新食品衛生法第55条第1項における営業許可のうち「飲食店営業」または「喫茶店営業」のいずれかの業種に該当している飲食店等とする。ただし、種目が「自動販売機」、「仕出し屋」、「弁当屋」、「そうざい屋」、「露店営業」、「臨時営業」及び「移動営業車」のみの場合は対象外とする。

(2) 資器材 感染対策において有意なものうち、本事業の目的を実現するために必要なものとする以下に掲げるものとする。

(ア) 検温器

(イ) サーキュレーター

(ウ) 消毒液噴霧器

(エ) パーティション

(3) 信州の安心なお店認証制度

県民が安心して飲食店等を利用できる環境づくりを推進するために県が実施する第三者認証制度とする。

5 本事業の基本方針

受託者は、次に掲げる事項を十分に理解し、適正な事業実施を行うものとする。

(1) 本事業の全般にわたって、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図るとともに、経済活動の継続が図られるよう配慮すること。

- (2) 本事業は「信州の安心なお店認証制度」の取組・実効性を下支えし、飲食店等が講ずる感染対策への支援施策に位置付ける。
- (3) 事業実施に当たっては、関係機関や行政機関と十分連携を図ること。
- (4) 個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び長野県個人情報保護条例（平成3年条例第2号）に基づき、本事業に関連して知り得た事業者の個人に関する情報を保護すること。
- (5) その他、関係法令及び条例等の規定を順守すること。

6 委託業務の内容

飲食店等へ資器材を配布するために、下記の業務を行う。

なお、配布対象となるのは、県が実施する「信州の安心なお店認証制度」の認証（更新）を受けた飲食店等若しくは認証（更新）申請中の飲食店等又は今後申請の予定がある飲食店等のうち、配布の申込があった店舗（以下「配布対象店舗」という。）とし、その数は7,200を見込む。

(1) 飲食店等への周知に関する業務

次に掲げる方法により飲食店等への周知を行う。

① チラシの作成及び発送

本事業を周知するためのチラシを制作の上、下記の機関へ発送し周知を依頼すること。

- ・ 市町村
- ・ 県地域振興局
- ・ その他関係機関

対象となる「信州の安心なお店認証制度」の認証を受けている飲食店等には、直接チラシを発送すること。

② 特設ウェブサイトの構築

本事業に関する一切の情報を掲載した特設ウェブサイトを構築するものとする。なお、当該ウェブサイトには電子申請機能を設けること。

(2) 申込受付に関する業務

① 飲食店等からの申込受付

電子申請、電子メール、郵送及びFAX等の方法により飲食店等からの配布の申込を受け付けるものとする。この時、予め別紙のとおり資器材の組み合わせパターンを定め、配布対象店舗が自店舗の状況に合わせて選択できるようにすること。

また、先着順や抽選とせず、適正に申し込みがあった全ての店舗に配布するものとする。

② 配布対象店舗の取りまとめ

上記①の申込が適正であることを確認し、配布対象店舗として取りまとめる。この時、旧食品衛生法第52条第1項及び新食品衛生法第55条第1項の許可を得ている飲食店等であることは、県、長野市及び松本市が公開しているオープンデータにより確認すること。

また、「信州の安心なお店認証制度」の認証を受けている飲食店等であることは、下記ホームページより確認すること。 <https://shinshu-anshin.net/>

(3) 資器材の調達に関する業務

(2) ②により取りまとめた配布対象店舗の数に応じて、別紙の仕様により資器材を調達すること。なお、調達に当たっては、発注時に委託者の確認を得ること。また、可能な範囲で県内事業者からの調達可能性を模索すること。

(4) 資器材の発送に関する業務

① 配布対象店舗への資器材の発送

(2) ②により取りまとめた配布対象店舗に対して、順次、資器材を配布するものとする。
この時、資器材に破損や不備があった際の取扱等について記載した案内文を梱包すること。

② 資器材の交換

配布対象店舗の責に帰さない事由により資器材の破損や不備があった場合には、資器材の交換を行うこと。

(5) 事務局の設置に関する業務

本事業の実施に係る一切を所掌する事務局を設置すること。また、当該事務局にはコールセンター機能を設け、飲食店等からの申込に関する問い合わせ及び資器材の設置に関する相談等に応じること。

(6) スケジュール

業務実施に係るスケジュールは下記のとおりとする。ただし、諸般の事情によりこのスケジュールによらない場合は、委託者と協議の上、変更できるものとする。

- ① 事務局運営 3月中旬～11月下旬
- ② 申込受付 3月下旬～6月下旬（3か月程度を想定）※必要に応じて二次募集実施
- ③ 配布期間 4月上旬～8月下旬

[スケジュールイメージ]

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
←-----事務局運営-----→								
←-----申込受付期間（3か月）-----→			←-----※二次募集（適宜）-----→					
←-----配布期間（5か月）-----→								

7 留意事項

- (1) 受託者は、企画提案書のとおり事業を実施すること。
- (2) 契約締結後、受託者は、事業実施計画書（スケジュール、実施体制等）を、契約の日から20日以内に委託者へ提出すること。
- (3) 受託者は、委託者から求めがあった場合には、事業の進捗情報を報告すること。
- (4) 受託者は、本事業の実施に当たり、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託業務ごとの内容、経費、再委託先となる企業の概要を委託者に報告し、承諾を得なければならない。
- (5) 受託者は、配布された資器材を目的外使用や転売されないように必要な措置を講ずること。
- (6) 受託者は、委託期間の満了又は解除により契約が終了した場合には、委託者が継続して本事業が遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は第三者に移行する業務を支援すること。これに必要な措置又は支援の具体的な内容は、委託者と協議の上定めるものとする。

8 成果品

以下の内容を含む実績報告書を正本1部及び電子データにより提出するものとする。

- (1) 配布対象店舗の一覧（店舗名、住所、配布した資器材、申込日、配達日等記載）
- (2) 飲食店等への周知に用いた媒体の内容が分かるもの
- (3) 配布した資器材の写真及び仕様が分かるもの
- (4) 資器材の調達に係る証拠書類（契約書の写し、履行を確認できる書類等）
- (5) 資器材の発送に係る証拠書類（契約書の写し、履行を確認できる書類等）
- (6) 本事業に要した経費の一覧
- (7) その他委託者が必要と認めるもの

9 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

10 対象経費

- (1) 対象とならない経費は以下のとおりとする。
 - ① 土地・建物を取得するための経費
 - ② 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
 - ③ 飲食にかかる経費
 - ④ 汎用性があり、目的外使用になりうる物品の購入経費（自動車、パソコン、プリンター等）
 - ⑤ その他、事業との関連が認められない経費
- (2) 配布対象店舗数が当初の見込みを下回る場合や資器材調達価格が当初の見込額を下回る場合等、不要になった資器材の調達費及びそれに伴い変動する経費（資器材の送料、梱包費、梱包作業料等）については、委託者との協議により実際にかかった経費を算定の上、委託料の減額変更契約を行うものとする。
- (3) この他、委託料に関する事項は、契約書において定める。

11 著作権等の取扱い

本業務により新たに生じた著作権等は委託者に帰属することとし、委託者は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

12 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

13 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (2) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従うこと。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。

【別紙】「6 委託業務の内容」関連

資器材の調達基準価格及び仕様

1 検温器

(1) 仕様

検知方式	体に触れずに測定できる非接触型であること。 利用者が自身で測定できる形であること。
測定時間	1秒以内であること。
設定警報温度	37.5℃以上であること。
相談窓口	設置や使用方法に関して相談できる窓口が県内にあること。
保証	1年以上のメーカー保証があること。
その他	本事業の名称が記載されたシールを梱包すること。

(2) 調達基準価格

1器あたり40,000円(税込)

2 サーキュレーター

(1) 仕様

形状	大型1台と小型1台以上で1セットとする。
適用床面積	【大型】24畳以上であること。 【小型】14畳以上であること。
風量	3段階以上で調整可能なこと。
首振り機能	上下・左右首振りであること。
機能	リモコンで操作が可能なこと。
相談窓口	設置や使用方法に関して相談できる窓口が県内にあること。
保証	1年以上のメーカー保証があること。
その他	本事業の名称が記載されたシールを梱包すること。

(2) 調達基準価格

1セットあたり27,000円(税込)

3 消毒液噴霧器

(1) 仕様

噴霧方式	非接触型であること。又は、足踏み式であること。
容量	800ml以上であること。
給電方法	電源及び電池で稼働可能なこと。又は、電源不要で稼働可能なこと。
使用薬液	市販の消毒液で使用可能なこと。
セット品	消毒液をセットにすること。

相談窓口	設置や使用方法に関して相談できる窓口が県内にあること。
保証	1年以上のメーカー保証があること。
その他	本事業の名称が記載されたシールを梱包すること。

(2) 調達基準価格

1 器あたり18,000円 (税込)

4 パーティション

(1) 仕様

形状	【パーティション①】 3枚以上で1セットとする。 【パーティション②】 2枚以上で1セットとする。
パーティション1枚の大きさ	【パーティション①】 縦600mm程度、横400mm～600mm程度、厚さ3mm～5mm程度 【パーティション②】 縦600mm以上、横900mm～1,200mm程度、厚さ3mm～5mm程度 ※パーティションの高さは、目を覆う程度の高さ以上のものであること。
用途	【パーティション①】 カウンターで使用できるものであること。 【パーティション②】 テーブルの間に設置し、隣テーブルへの対策ができるものであること。
材質	透明であること (アクリル樹脂等)。
その他	本事業の名称が記載されたシールを梱包すること。

(2) 調達基準価格

1 セットあたり24,000円 (税込)

5 資器材の組み合わせ

	組み合わせパターン	調達基準価格の合計 (税込)	想定配布店舗数
1	検温器	40,000円	1,700
2	サーキュレーター	27,000円	2,000
3	消毒液噴霧器	18,000円	2,000
4	パーティション①	24,000円	1,500
5	パーティション②	24,000円	

※配布店舗数は、想定数であり実際の配布数と乖離する可能性がある。